### 兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION • • •

2021.9 No.**422** 



場 所:砥 峰 高 原(神 河 町)

撮影者: 佐々木和彦(近畿システム管理株式会社)

### 主な記事

- ○令和3年秋の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画
- ○令和3年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について
- ○令和3年度自動車運送事業運行管理者 兵庫陸運部長表彰受賞

### 主な同封物

○横断歩道止まって確認 お先にどうぞ!

### CONTENTS



7

12

숙	ト協力	から	のお	知ら	廿
_	1,1,1,1,4,5			MH -	

令和3年 秋の	全国交通安全運動公益社団法人全日本トラック協会実施計画	
令和3年度「ト	・ラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について	4

### 事務局からのお知らせ

(表	彰)ご受賞おめて	<i>で</i> とうございます。
	令和3年度	自動車運送事業運行管理者兵庫陸運部長表彰受賞

委員会だより	8
--------	---

### 「運輸安全マネジメントセミナー【リスク管理】」のご案内

### 陸災防のページ

「喜年齢労働者	に配慮した陸軍:	<b>坐のための労働</b>	※宝防止対策セ	ミナー のお知らせ '	14
1 同华娜刀 劉伯	いこり 川思 しんじんりょう	モリノル はノリノカ 倒り	火告  川川川  凩じ、	ことしいわれりに	14

### 会員だより 16

### 適正化事業部からのお知らせ

今日のテーマロ	電行 投売車の作品	指示、携行、保存について	19
フカのエーマロ	理1] 伯小青V/TF成、	1日小、1551」、1木1子に フいし _	j IC

### 協会日誌 20

### 全ト協

### 令和3年 秋の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

全日本トラック協会(以下「全ト協」)は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の令和3年秋の全国交通安全運動推進要綱、及び国土交通省策定の同実施計画、並びに令和3年8月4日閣僚会議にて決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」を踏まえつつ、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、9月21日(火から同月30日(水)までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、全国重点である「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」、「夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上」、「自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底」、及び「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

### 一 記 一

### 1. 安全運行の確保

会員事業者(運行管理者を含む。以下「事業者等」)は、運転者に対し、次の事項に重点をおいた安全運行の徹底について指導する。特に、事業用トラックによる飲酒運転事故の増加や、事故の過半数を追突事故が占め、かつ、死亡事故の約4割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記(1)「飲酒運転の根絶」、(2)「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として徹底する。

### <最重点推進項目>

### (1) 飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼を実施する。

また、飲酒運転根絶に向けた各種啓発活動を強化する。

### (2) 追突事故及び交差点における事故の防止

事業用トラックにおける事故の半数を占める追突事故、及び事業用トラックが第1当事者となる死亡事故の約4割を占める交差点事故を防止するため、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル〜追突事故撲滅キット〜』、及び『トラック交差点事故防止マニュアル〜交差点事故撲滅キット〜』を活用し、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を促し、追突事故防止及び交差点における事故防止の徹底を図る。

また、追突事故発生時における被害の軽減に有効な「衝突被害軽減ブレーキ装置」搭載車の普及、及び交差点等における左折事故防止対策の取り組みとして、車載カメラ装着

車両の普及を促進する。

### <重点推進項目>

### (3) 子供と高齢歩行者の交通事故防止

子供と高齢者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転の励行。

### (4) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度での走行の励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

### (5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。また、 横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

### (6) 高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止を徹底する。

### (7) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

### (8) 健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル(改訂版)」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

### (9) 過労運転等の防止

事業者は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

### (10) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、 「だろう運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

### 2. 車両の安全性の確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車の車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

特に、近年、大型トラックの車輪脱落事故が急増しているため、ホイール・ナットの緩み の点検の確実な実施の徹底を図る。

### 3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考「事業用自動車安全通信」登録用URL

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html)

以上



### ///最重点推進項目!!///



飲酒運転の根絶



追突事故及び交差点における 事故の防止 !!

### 令和3年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の 実施について

今般、国土交通省自動車局長より、「自動車点検整備推進運動の実施」について全日本トラック協会あて通達がありました。これを受けて兵庫県トラック協会では、下記の実施要領により、独自の取り組みを推進致します。

### 令和3年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領

### 第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる 交通事故は重大事故に繋がることが多く、特に大型トラックでは、重大事故につながりか ねない車輪脱落事故が多発しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、 環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

また、近年、大型トラック(車両総重量8トン以上)の車輪脱落事故が急増しており、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要です。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

### 第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和3年9月1日(水)から9月30日(木)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、兵庫県トラック協会が独自に設定する令和3年10月1日(金)から10月31日(日)までの1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

### 第3. 実施内容と周知方策

### 1. 実施項目

- (1)「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」 機関誌(紙)やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。
  - ①法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

### 重点点検項目

点検箇所	点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
制動装置	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	同左 機能

- ②貨物運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中(9月1日~11月30日)、法定点検時期の有無に係わらずに一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。
- (2)「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」 黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、 燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。
- (3)「DPF (黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」 確実な定期点検の実施、DPF に堆積したアッシュ (灰分)の定期的な点検・清掃、低硫 黄軽油 (S10)の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着車両の正しい使 用方法についての周知を図る。

参考 URL (国交省) https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_fr1\_000035.html

### 2. 周知方策

- (1) 兵庫県トラック協会の機関紙「兵ト協ニュース」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・ 指導を実施する。

以上

### 【国土交通省から重要なお知らせ】

国土交通省では、自動車点検整備推進運動の取り組みとして、前検査でユーザー車検を行う 事業用自動車と自家用大型貨物自動車ユーザーに対し、事前の周知を行った上で受付時に、中 間の点検(3ヶ月定期点検等)の実施状況についても確認し、必要に応じて点検・整備の確実 な実施の指導等を行うこととしております。

よって前検査でユーザー車検を受検する場合には、点検整備記録簿を持参・提示し、直近の3ヶ月定期点検の実施状況について確認を受けることが必要となります。

兵庫県トラック協会 業務部 行

FAX: 078-882-5565

# 令和3年度 全国統一·近畿強化月間 実施中 「自動車 点検整備推進運動」 報告書

Ŋ	1
辨	
綝	
冊	1

※会社全体での集計 〇 運送事業者による自主点検集計結果(9月、10月実施分)

	9月	10月
エア・クリーナを清掃した車両数(①)	<b>↓</b> □	<b>↓</b> □
エア・クリーナを交換した車両数(②)	<b>↓</b> □	<b>↓</b> □
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	<b>↓</b> □	<b>↓</b> □
点検を実施した車両総数(①+②+③)	<b>↓</b> □	⊅□

※ 令和3年11月12日(金)までに、業務部あてFAXにてご報告下さるようお願いします。

### 事務局からのお知らせ

ご受賞おめでとうございます。

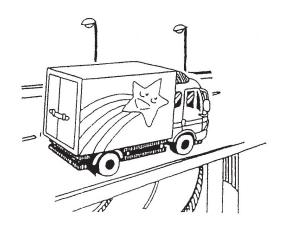
### 《令和3年度 自動車運送事業運行管理者兵庫陸運部長表彰受賞》

運行管理者で永年、運行管理業務において優良であると認められる人を表彰する令和3年度 自動車運送事業運行管理者兵庫陸運部長表彰受賞者が8月24日に決定しました。今回は新型コロナウイルス感染症予防のため表彰式は中止となりました。

当協会から下記のとおり受賞されました。

(敬称は略させていただきます)

運	行	管	理	者	藤原 敦	株式会社合通
理	11	目	生	自	武内康朗	株式会社三洋運輸





### 委員会だより

### 令和3年度第2回総務委員会を開催しました

日 時 令和3年8月2日(月)

場 所 兵庫県トラック総合会館

藤原委員長、他委員13名が出席し、下記の事項を協議しました。

副委員長には神戸中央支部の平戸伸和委員、西播支部の濵田長伸委員が選出されました。 交通安全祈願祭・慰霊祭は9月21日(火)に生田神社で行われることを説明しました。

- 1. 副委員長の選出について
- 2. 令和4年度トラック関係施策に関する要望活動について
- 3. 協会荷物配送業務の委託について
- 4. 兵庫県道路運送経営研究会への寄付について
- 5. 兵庫県トラック協会会館会議室利用規程の一部改正(案)について
- 6. 「標準的な運賃」に係る届出について
- 7. その他
  - ・交通安全祈願祭・慰霊祭について
  - ・陸災防本部の総代等について
  - ・交通安全運動の助成範囲拡大に関する要望(西宮支部)について
  - ・全国トラック運送事業者大会について



### 令和3年度第1回交通対策委員会を開催しました

日 時 令和3年8月3日(火)

場 所 兵庫県トラック総合会館

村上委員長、他委員21名が出席し、下記の事項を協議しました。 副委員長には東部支部の石田雅嗣委員、西播支部の河田勝幸委員が選出されました。

- 1. 副委員長の選出について
- 2. 令和3年度交通対策委員会関係事業計画(案)について
- 3. その他
  - ・令和3年度ドライバーコンテストについて
  - ・「トラックの日行事検討プロジェクト会議」委員選出について
  - ・「交通安全教室」用ビデオ作成について
  - ・兵庫県(畜産課)より豚熱発生時の資材の緊急輸送依頼について



### 令和3年度第1回環境対策委員会を開催しました

日 時 令和3年8月4日(水)

場 所 兵庫県トラック総合会館

山口委員長、他委員18名が出席し、下記の事項を協議しました。 副委員長には東部支部の椿本和生委員、西播支部の清瀬一郎委員が選出されました。

- 1. 副委員長の選出について
- 2. 令和3年度環境対策事業計画について
  - ・令和3年度環境キャンペーン運動の実施
  - ・令和3年度エコドライブ運動の実施
  - ・令和3年度環境と物流を考えるフォーラムの実施
- 3. その他
  - ・「カーボンニュートラルに向けた自動車政策検討会」
  - ·「新·環境基本行動計画 |
  - ・「トラック業界の価値を高める羅針盤」働き方改革の実践Ⅱ



### 令和3年度第2回物流政策・交付金委員会を開催しました

日 時 令和3年8月17日(火)

場 所 兵庫県トラック総合会館

尾上委員長、他委員17名が出席し、下記の事項を協議しました。 副委員長には西神戸支部の豊田泰輝委員、明石支部の池内優介委員が選出されました。

- 1. 副委員長の選出について
- 2. 令和3年度物流政策に関する施策
- 3. 令和4年度税制改正・予算要望に関する活動計画
- 4. その他



### 経営者様・管理者様へ

### 国土交通省認定

### 「運輸安全マネジメントセミナー【リスク管理】」のご案内

本セミナーでは、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」で示されてい る項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用(リスク管理)」について取組事例を交えながらわ かりやすく解説します。

※本セミナーは国土交通省より運輸事業者の安全管理体制の構築・強化に有効と「認定」 されているセミナー(通称:認定セミナー)です。

### | 開 催 日 時 : 令和 3年10月26日(火曜日) 13:30 ~ 16:30

☆ 開 催 場 所 : 神戸商工貿易センタービル26階 第8会議室(次頁地図参照)

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

☆ 実 者 : 公益財団法人関西交通経済研究センター

250 (運輸安全マネジメント支援センター)

開催区分: リスク管理(基礎)  $\Rightarrow$ 

受 講 料 : 4,000円 (資料代を含みます) \*

★ 募集人員:定員は25名です。(定員に達した場合は締め切らせて戴きます。)

お申し込み締切日は、令和 3年10月21日(木曜日) です。

★ 受 講 済 証 : 有り(但し、遅刻・早退者には受講済証の交付はできません。)

### ■本セミナー受講のインセンティブ

地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用して いることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする監査の対象としないことが できるものとする。(2014年1月24日付け 国土交通省大臣官房、自動車局通達)

この監査インセンティブの適用を希望される場合は、単にセミナーを受講するだけではなく、各事 業者様において認定セミナーの内容を活用いただき、その後、国に所定の調査票を提出してい ただく必要があります。調査票については、セミナーの当日にご説明いたします。

- ・貸切バス事業者の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」、貨物自動車運送事業 者の「**貨物自働車運送事業安全性評価事業**」における**加点要素**があります。(詳細は各協会へ)
- ☆ 国のルールに則り、セミナー実施者である(公財)関西交通経済研究センターは、経営管理部門の要員が セミナーを受講された場合は「事業者名、受講者の氏名、受講した認定セミナー」を国に通知します。 なお国への通知を希望されない場合は、申込書の経営管理部門の要員に「該当しない」にチェックを入れ て下さい。
- ★新型コロナウイルスの今後の状況によりセミナーを中止させて 戴くことが ございます のであらかじめご了承下さい。

本セミナーに関する開催状況については「当センターホームページ」 をご覧下さい。

公益財団法人 関西交通経済研究センター

(運輸安全マネジメント支援センター)

電話 06-6543-6291 FAX 06-6543-6295

### 国土交通省認定

### 「運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理)」

### 参加申込書兼受講票

- ① 下記参加申込書の太枠内に必要事項を漏れなくご記入のうえ、公益財団法人 関西交通経済研究 センターあてFAX又はメールでお申し込み下さい。 <u>受付後、「受講票」をFAXにてお送りします。</u>
- ② 当日は、参加申し込み確認のため本紙**「参加申込書 兼 受講票」**を 受付にご提出下さい。
- ③ 受講料4.000円 は、受講当日の受付時に現金でお支払い下さい。

※受講番号 (主催者記入欄)

### お申込み番号

FAX:06-6543-6295 ナーを中止させて載くこと

E-mail: a-tsd@kankouken.org

★新型コロナウイルスの 今後の状況によりセミナー ナーを中止させて、戴くこと がございますのであらか じめご了承下さい。

貴社の事	業の種類 : 口 バ ス	口 ハイヤー・タ	<b>ク</b> シー ロ	トラック	
(ふりがな)			TEL (	)	_
御社名			FAX (	)	_
PH   T   T			E-mail:		
ご住所	(〒 − )				
(ふりがな)			お役職		
お名前					
	経営管理部門の要員に、(	口 該当する ・	口 該当し	ない )	

- ※1 認定セミナーの監査インセンティブは、「経営管理部門の要員」が受講した場合のみ適用されます。
- ※2 経営管理部門の要員とは、「現業実施部門(輸送の安全に係る運行、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門) を管理する責任・権限を持つ部門の要員」を意味し、具体的には、経営トップ、安全統括管理者、安全担当役員、安全 担当の管理者などが該当します。

【個人情報の取扱について】参加申込書にご記入頂きました個人情報は厳正に管理し、本セミナーに関する確認・連絡の通知の際に使用させて頂きます。 他の目的での利用や第三者へ提供することは一切ございません。



日 時: 令和 3年 10月26日(火曜日)

13:30 ~ 16:30

会場:神戸商工貿易センタービル 26 階

第8階会議室

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

注)会場へは 25階行きのエレベーター 乗車の上、階段を利用願います。

### 【お問合せ・お申込み先】

公益財団法人 関西交通経済研究センター

運輸安全マネジメント支援センター T EL: 06-6543-6291

FAX: 06-6543-6295



### 問い合せ先

陸運労災防止協会兵庫県支部 (兵庫県トラック協会内) 電話 078-882-5556

陸運事業場の安全衛生ご担当者様へ

### 受講料:無料

### 「高年齢労働者に配慮した陸運業のための 労働災害防止対策セミナー! 《厚生労働省補助事業》

昨今、高年齢労働者の就労が一層進んでおり、60歳以上の労働災害も増加傾向にあります。この 現状を受け、厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラ イン (エイジフレンドリーガイドライン)」を策定しました。このセミナーでは、高年齢者の災害の 現状、行動特性、災害事例などを紹介し、陸運業において高齢者の労働災害防止対策をどのように 進めていくかを提案します。

また、本セミナーでは、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「荷役作業安全ガイドラ イン」で高年齢者に配慮する事項についても解説します。多数の皆さまのご参加をお待ちしており ます。



Gマーク申請に当たっては、本セミナー当日に配布される「交通労働災害防止に関する資料」等の添付が必要になります。 【必要な資料:次第、受講証明書、テキストの表紙と該当部分の写し】

### ~セミナーの主な内容~

- 1. 開催日時 令和3年10月15日(金) 13:30~16:30
- 2. 開催場所 兵庫県トラック総合会館

住所 兵庫県神戸市灘区大石東町2-4-27

- 3. 定 員 50名程度(先着順) 定員になり次第締め切ります。
- 4. セミナー

内 容	講	師
陸運業における労働災害の状況(高齢者・荷役災害)	兵庫労	<b>動局</b>
高年齢労働者の労働災害防止対策について	陸災防	ĵ
(交通労働災害防止、荷役作業ガイドライン含む)	安全管	理士

- 5. 参加費及びテキスト代 無料
- 6. 申込み方法 下記参加申込書に記入し陸災防兵庫県支部までファックスでお申し込みください。 (申込締切:10月4日(月) 受講票等は送付いたしません)
- 7. 修 了 証 本セミナーを受講された方には、受講証明書を交付します。
- 8. 問合せ先 陸災防兵庫県支部 TEL 078-882-5556

### 陸災防兵庫県支部 FAX 078-882-5565

### 「高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー|参加申込書

	ふりがな	ふりがな
参加者氏名		
事 業 場 名		(要任・)
		(業種:
所 在 地	〒 –	
電話・担当者氏名	TEL ( ) –	ご担当者

※新型コロナウイルス感染症防止対策に十分配慮した上で開催いたしますが、マスクの着用等のご協力をお願いいたします。 ※参加申込書にご記入いただいた情報は、本セミナー及び当協会からの情報提供以外には使用いたしません。(2021.8)

### 燃料価格情報

### 軽油「元売別」購入価格表(令和3年7月末現在)

(単位:円/マズ)

	区分	ローリ	一組	合	カー	· ド	スタ	ンド	
元	売名	平	均平	均	平	均	平	均	
J	X T (	105.30	36 1	06.20	110	0.73	112	2.01	
出	光	102.12	2 1	09.10	110	0.52			兵ト協
コ	スモ	102.73	"3 1	04.90	111	.00			調べ
三	爿	100.9	00						
そ	の他	103.0	08 1	04.64	108	3.15	120	0.97	
総	章	103.4	1 1	06.07	110	.33	118	3.73	
3	全国平均	100.4	·6	査なし	109	0.32	109	0.33	全ト協
6	近畿平均	99.9	)3	止なし	110	).14	109	0.50	∫調 ベ

(消費税抜き)

(単位:円/マズ)

### 軽油価格年間推移表(兵ト協調べ)

ローリー カード スタンド 区分 組 合 集計月 平 均 平 平 均 均 平 均 令和2年8月 80.82 84.90 91.77 78.43 令和2年9月 81.28 84.45 89.73 96.33 令和2年10月 81.63 84.61 90.32 93.70 令和2年11月 80.19 82.74 88.15 93.10 令和2年12月 79.38 81.75 87.60 97.15 令和3年1月 83.07 90.43 100.34 86.14 令和3年2月 85.78 88.67 92.72 106.53 令和3年3月 108.36 90.61 92.58 98.11 令和3年4月 94.25 101.70 99.95 117.01 令和3年5月 98.82 94.32 105.33 113.16 令和3年6月 97.46 100.87 105.09 113.91 令和3年7月 100.52 103.63 107.90 118.56 令和3年8月 103.41 106.07 110.33 118.73 年間平均 91.76 96.20 88.49 105.28

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

### "軽油は兵庫県下で買いましょう"

### 会員だより

### 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名			主たる連絡先			
3.7.28	東部	一般	(株)河 野	河	野	幹	章	〒660-0843 尼崎市東海岸町13-2 プロロジスパーク尼崎2-5階	TEL FAX	06-6409-1107 06-6409-1108
7.29	東部	一般利用	(有)レジサンライン	光	守		学	〒660-0083 尼崎市道意町7-1-3 エーリック6F	TEL FAX	06-6430-5662 06-6430-5663
7.30	東部	一般	Frontier(株)	瀬	尾		哲	〒664-0002 伊丹市荻野8-54	TEL FAX	072-744-2009 072-744-0739

### 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名		
3.8.4	淡 路	一般	예 池 尻 石 材 工 業	池 尻 和 昭		
8.4	東神戸	一般	近 酸 運 輸 ㈱	小 路 健 太 郎		

### 変更届

文 义 冲		
会員名簿ページ数	変更事項	旧新
2	代表者	伊丹產業運輸㈱ 足立智 栄坂幸治
17	代表者	(有)松 井 総 業 松 井 昌 博 松 井 秀 樹
19	会社名	山手物流術
148	代表者	(株)木原モータース 木原康 木原惟
184	代表者	株北 淡 建 設   前 田 健 一   吉 川 国 男





### 兵ト協ニュース表紙写真募集について

### ■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

### ■募集内容

●兵庫県内の風景(季節感の溢れたもの)、建築物、動植物等の写真(いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない)。

### ■応募方法

- ●会社名・氏名(ふりがな)・会社電話番号を明記した電子データ(CD-Rなど)で提供してください。
- ●撮影場所がわかるようにしてください。例:竹田城跡(朝来市)

### ■その他

- ●応募作品は未発表のものに限ります。
- ●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- ●採用した方には粗品をさしあげます (クオカード)。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は(一社)兵庫県トラック協会に帰属し、 返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



### 会員情報だより"募集中"



~貴社の記事を掲載しませんか??~

この度、兵ト協ニュース平成30年4月号より会員事業者の記事を毎月掲載予定しています。 それに伴い、兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

- ●会社概要(設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など)
- ●会社で力を入れていること(安全教育、採用活動、産休・育休など)
- ●創業時の苦労 ●今後の目標
- ●その他(社長・社員の趣味、社員旅行などの行事) ●写真 記事はA4 1/2ページ又は1ページを予定しています。

### ■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号 (一社) 兵庫県トラック協会 総務部行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

# **適正化事業部からのお知らせ**

(今月のテーマ「運行指示書の作成、指示、携行、保存について」) 巡回指導における指導事項

洪⊪ 羅西 > :適正化事業指導員

(運転者携行用・運行管理者用の正副2 どのようなケー **通)及び中間点呼の実施が必要になります。今回の記事では運行指示書にはどんな項目が必要か、作成にあたり遵守すべき改善基準告示とはどんな内容か、** 改善基準告示を遵守した運行指示書の作成 遠方への長距離運行等で乗務前・乗務後のいずれの点呼も対面で行えない乗務がある場合、 で運行指示書が必要になるかご紹介させて頂ければと思います。

## ▶運行指示書の記載項目について

5乗務員 の休憩地点及び休憩時間(休憩がある場合に限る。)、⑥乗務員の運転又は業務の交代の地点(運転又は業務の交代がある場合に限る。)、⑦その他運行の安全を確保するために ④運行に際して注意を要する箇所の位置、 ③運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時、 ②乗務員の氏名、 ①運行の開始及び終了の地点及び日時、 必要な事項

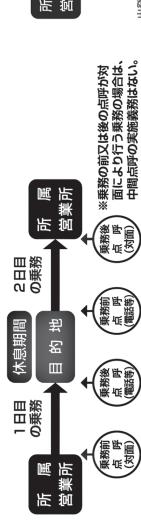
# ▶運行指示書作成時に遵守する改善基準告示について

- ○拘束時間:1日原則13時間、最大16時間(15時間越えは週2回まで)
- 休息期間は4時間に短縮が可能。 • 2人乗務の特例:最大拘束時間は20時間まで延長、
- ○休息期間:継続8時間以上(運転者の住所地での休息期間がそれ以外の場所での休息期間より長くなるように努めること。)
- 分割休息の特例:1 回当たり4時間以上、合計10時間以上の分割で休息を取ることも可能(一定期間における全勤務回数の1/2が限度)。

**(18**)

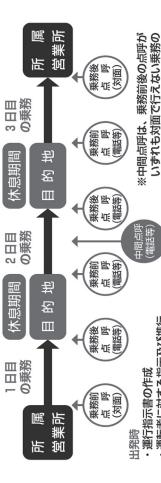
- フェリー乗船の特例:乗船時間は休息期間として取扱い、付与すべき休息期間から減算可。減算後の休息期間はフェリー下船から勤務終了時までの時間の1/2 を下回って
- ○運転時間:2日平均で1日あたり9時間を超えないこと。2週平均で1週間あたり44時間を超えないこと。
- 〕連続運転時間:4時間を超えないこと。(運転中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転休止が必要)
- 運行指示書が必要のない運行、必要な運行について

図①:中間点呼及び運行指示書が必要のない運行



- ・運行指示書に関する義務はない。
  - ・中間点呼に関する義務はない。

# 図②:中間点呼及び運行指示書が必要な運行



全国貨物自動車運送適正化実施機関作成(トラック運送事業の運行・車両・労務管理の手引きより抜粋

運行指示書の写しを営業所に備え置く

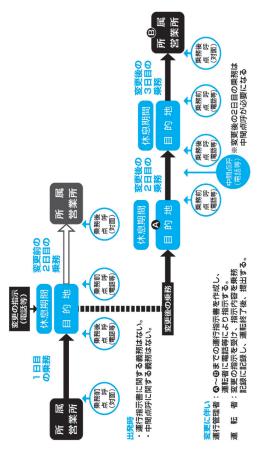
・運転者に対する指示及び携行

場合のみ実施すればよい。

図①の運行の場合、1日目の乗務を終えて休息期間に入るタイミングで電話等による乗務後点呼の実施、休息を終えて乗務を開始する前に電話等による乗務前点呼を実施して いますが、乗務前後のどちらか (1日目の乗務前点呼・2日目の乗務後点呼) が対面で点呼を実施しているため、乗務前・乗務後のいずれの点呼も対面で行えない乗務に該当せず、 運行指示書・中間点呼に関する義務はありません。

なり、2日目の運行が終わって遠隔地で休息期間に入るタイミングの乗務後点呼も電話等による点呼の実施となります。2日目の乗務前後のいずれの点呼も対面で行えない乗 図②の運行の場合、図①の運行と比べ1日多い2泊3日の運行となります。1日目の運行を終えて遠隔地で休息を取得し、2日目の乗務前の点呼は電話等による点呼の実施と 務であるため、このような運行を予定している場合、あらかじめ運行指示書を作成のうえ、運転者に運行内容について指示し、運行中は運転者に指示書を携行させ、 その写しを備え置き、運転者携行用・運行管理者用の正副2通を営業所に保存しなければなりません。また、2日目の乗務前後の間に中間点呼の実施が必要です なお、図②の運行予定であったものが運行中に変更となる場合、運行管理者は営業所にある運行指示書を訂正のうえ運転者に電話等で指示し、運転者は変更の指示を受けて運 行指示書を訂正する必要があります。その際は、運転者に対して指示を行った日時及び運行管理者の氏名についても運行指示書及びその写しに記録が必要です。

図③:図①の運行予定から、中間点呼及び運行指示書の必要な運行に変更になった場合



全国貨物自動車運送適正化実施機関作成 トラック運送事業の運行・車両・労務管理の手引きより抜粋

### ▶指導員の感想

巡回指導訪問時に運行指示書を確認させていただくと、指示書が必要な運行であるのにその作成がなかったり、指示書の正副2通の保存がなかったり、変更内容の記載がない ことがしばしばあります。

運行途中に変更が生じた場合には運行管理者は指示書に変更内容を記載のうえ、運転者に指示し、運転者は携行中の指示書に変更内容を記載(運行管理者、運転者双方が指示 **書に変更内容を記載)し、正副2通(運転者携行用、運行管理者用)を運行終了の日から1年間保存して下さい。** 

### ◆運行指示書のサンプルについて

運行指示書の記入用紙については、兵庫県トラック協会のホームページでもデータを取得できますので、ぜひご活用下さい。

Excel形式より取得可能。) 5運行指示書 (PDF形式、Word形式、 取得場所:トップページ⇒各種届出について⇒各種事業法関連・帳票ダウンロード

左の図③は当初は運行指示書を必要としない乗務を予定していたものの、運行計画が変更となり、運行指示書が必要となる運行に変更となった場合のフローとなり \*\*ナ 運行の途中で指示書が必要な運行に変更になった場合は、運行管理者は営業所にて運行指示書を作成のうえ、指示書に基づいた内容について運転者に対し電話等により適切な指示を行い、運転者は乗務記録(運転日報)にその指示内容を記録する必要があります。また、変更後の2日目の乗務は図②同様に中間点呼が必要となります。

なお、図②同様に運転者に対して指示を行った日時及び運行管理者の氏名についても運行指示書及び乗務記録(運転日報)に記録が必要です。

### ◆運行指示書の根拠法令について

- ○貨物自動車運送事業安全規則第9条の3
- ○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について第9条の3、別紙2

### 協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
8 · 2	兵卜協 総務委員会	兵 ト 協	9 · 15	兵卜協 輸送秩序確立委員会	兵卜協
3	兵卜協 交通対策委員会	兵卜協		兵ト協 海コン部会 役員会	兵卜協
	全卜協 百貨店部会 正副部会長会議	ホテルグラン ヴィア大阪	16	陸災防 全国支部事務局長会議(オンライン)	
	KTS 正副会長会議	ホテルグラン ヴィア和歌山	21	兵卜協 交通安全祈願祭·慰霊祭	生田神社
4	兵卜協 環境対策委員会	兵卜協		兵卜協 正副会長会議	生田神社会館
	兵庫地区 渋滞対策協議会(オンライン)			トラック事業者のための同一労働同一賃金対応セミナー	西部研修会館
5	働きやすい職場認証制度セミナー	兵卜協	22	トラック事業者のための同一労働同一賃金対応セミナー	兵卜協
6	全ト協 女性部会 正副部会長会議及び全国代表者協議会(オンライン)		24	近卜協 幹事会	大ト協
	神戸港 CNP 検討会	神戸地方合同庁舎	28	兵庫労働安全衛生大会	神戸ボートピアホテル
11	三木会	兵 ト 協		- 10 月の予定-	
17	兵卜協 物流政策·交付金委員会	兵 ト 協	10.7	「標準的な運賃」活用セミナー	西部研修会館
20	KTS 正副会長会議(オンライン)		8	「標準的な運賃」活用セミナー	兵卜協
24	兵ト協 海コン部会 申入れ活動	ポートアイランド		近卜協 理事会	ホテルグラン ヴィア大阪
25	兵ト協 海コン部会 申入れ活動	六 甲 ア イ ラ ン ド	11	トラック運送事業者のための人材確保セミナー	兵卜協
30	全下協 広報委員会	名古屋マリオット アソシアホテル	14	全国トラック運送事業者大会	名古屋東急ホテル
	- 9月の予定-			整備管理者選任後研修	兵卜協
9 · 1	引越基本講習	兵 ト 協	15	高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー	兵卜協
	兵庫県道路利用者会議理事会·総会	兵 庫 県	20	三木会	兵卜協
4	全ト協青年部会 近畿ブロック大会	ホテルグラン ヴィア和歌山	21	全国道路利用者会議 全国大会	長 野 市
	KTS 正副会長会議	ホテルグラン ヴィア和歌山	22	整備管理者選任後研修	兵卜協
7	自動車関係団体連絡会議	自動車会館	23	全国トラックドライバーコンテスト(~25日)	
8	安全教育用 DVD 作成小委員会	兵 ト 協	29	兵卜協 正副会長会議	兵卜協
10	兵卜協 環境対策小委員会	兵 ト 協		兵卜協 常任理事会·総務委員会合同会議	兵卜協
13	初任運転者特別講習	兵卜協		整備管理者選任後研修(但馬)	和田山ジュピ ターホール
	交通安全県民大会	兵庫県公館			